

高機能換気設備等の導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、不特定多数の人が利用する施設であって、換気不十分な密閉空間となる施設を有する事業者に対して、新型コロナウイルスの集団感染の発生防止に向けた高機能換気設備等、事業環境の整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用設備の省エネルギー化を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげることを目的として、予算の定めるところにより、高機能換気設備等の導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高機能換気設備

居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた空気対空気の全熱交換器をいう。

(2) 中小企業

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者であって、次のいずれにも該当しない者

ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者

イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有する者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

二 中小企業基本法の会社に該当しない法人であって、次のいずれかに該当する者

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

(3) 環境省補助金

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）交付要綱（令和2年5月28日付け環地温発第20052813号）及び大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業実施要領（令和2年5月28日付け環地温発第20052812号）に基づく補助金を活用して、高機能換気設備等を導入する事業者に対し交付する間接補助金をいう。

(4) 支援金

大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和2年大阪府規則第75号）及び大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する要綱（休業要請支援金（府・市町村共同支援金）支給要綱）に基づき支給する休業要請支援金（府・市町村共同支援金）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、飲食店等の不特定多数の人が利用する施設等を対象に、密閉空間とならないよう、換気を行い、同時に省CO₂化促進にも資する高機能換気設備等の高効率機器等を導入する事業で、環境省補助金の補助事業と同一とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業又は個人事業主とする。ただし、規則第2条第2号イからハのほか、使用人その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者がある者を除く。

- (1) 中小企業又は個人事業主の運営する不特定多数の人が利用する業務用施設として、環境省補助金の交付決定を受けたもの（環境省補助金の交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、環境省補助金の交付を受ける代表事業者を補助対象者とする。）
- (2) 大阪府の区域内に主たる事業所（法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第1号の本店をいい、個人にあつては事業所をいう。）を有している者
- (3) 大阪府の施設の使用制限の要請等を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、別表1に掲げる支援金の対象となる施設を全面的に休業した者（食事提供施設の運営事業者にあつては、営業時間を午前5時から午後8時（酒類の提供は午後7時）までの間へと短縮等した者に限る。）
- (4) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める要件を満たす者

(補助金の交付対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要なかつ相当と認める経費として別表2に掲げるもので、環境省補助金の補助対象経費と同一とする。

- 2 高機能換気設備に係る補助対象経費は、その他高効率設備に係る経費と同一の額あるいはそれを上回る額とする。
- 3 補助金の額は、次の各号のとおりとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - (1) 支援金の受給者については、補助対象経費の3分の1以内で、補助金の額の上限は666万6千円とする。
 - (2) 前号以外のものについては、補助対象経費の6分の1以内で、補助金の額の上限は333万3千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 要件確認申立書（様式第1-2号）
 - (2) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
 - (3) 誓約書（様式第1-4号）
 - (4) 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し
 - (5) 環境省補助金の交付決定通知書の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更申請等)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表2の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して15%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する期日を経過した日に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、知事が認める場合に限り、様式第5号により申請の取下げをすることができる。

3 環境省補助金に係る交付の申請を取り下げるときは、その提出の日から10日以内に、様式第5号により補助金の交付申請の取下げを申請しなければならない。

4 前各項の規定による補助金の交付申請の取下承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第6条第2項の規定により付す条件は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 補助金の交付の申請を取り下げるときは、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業により取得した財産を少なくとも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「耐用年数」という。）が経過するまでの間は使用すること。ただし、災害による損壊等、補助事業者の責に帰することのできない事由による財産の処分については、この限りではない。

(3) 取得価格が50万円以上の財産を耐用年数が経過しないうちに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄する場合には、知事の承認を受けること。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第6号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する大阪府の会計年度の3月2日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助事業を着手し完了した場合は、交付の決定を行った日の翌日から起算して30日以内に知事に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、次の第2号の書類については、入手した日の翌日から起算して10日以内に知事に提出するものとする。

(1) 環境省補助金の実績報告に係る書類一式の写し

(2) 環境省補助金の交付額の確定通知書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

(検査及び現地確認等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条ただし書きの規定に該当することになった場合
- (2) 第5条第3項第1号の規定に該当する者で、支援金の支給の決定を取り消されたもの
- (3) 第6条第1項及び第2項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合
- (4) 環境省補助金の交付決定が取り消されたとき

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格が50万円以上の財産	耐用年数

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助事業者の公表）

第17条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、施設の名称、所在地及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

（協力の依頼）

第18条 知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 大阪府が開催するセミナー等における高機能換気設備等の導入事例の発表
- (2) 大阪府ホームページ等における高機能換気設備等の導入事例の掲載
- (3) その他知事が必要と認める事項

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行する。

別表1 支援金対象施設一覧

食事提供施設以外の施設

施設の種類	施設の内訳	備考
劇場等	劇場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
	自習室	
	結婚披露宴会場	
遊興施設	キャバレー	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請) ※1 カフェを主とする場合は夜間の時短営業の要請に協力することで対象とする。 ※2 食事提供を主とする場合は夜間の時短営業の要請に協力することで対象とする。
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	性風俗店 (ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等)	
	のぞき部屋	
	出会い系喫茶	
	ストリップ劇場	
	テレフォンクラブ	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	カラオケ喫茶 (飲食を提供する喫茶をメインとしてカラオケを行わない場合は対象外)	
	ビアホール	
	ライブハウス	
	場外馬 (車・舟) 券場	
	猫カフェ・小鳥喫茶 (※1)	
	カフェ&バー (※1)	
	メイドカフェ (※1)	
	ダイニングバー (※2)	
	無料案内所 (性風俗店)	

運動・遊技施設	体育館	<p>【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)</p> <p>※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、屋内施設は対象とする。 ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。 ※3 教室等に多数を集客して実施する事業形態を緊急事態宣言を受けてオンラインでの配信等に切り替えた場合は対象。ただし、当初からの事業形態がオンライン配信を主としたスタジオなどの場合は対象外</p>
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ (※3)	
	乗馬教室 (※1)	
	ゴルフ場 (屋内の集会の用に供する部分等は休止要請対象)・ゴルフ練習場 (※1)	
	バッティング練習場 (※1)	
	陸上競技場 (※1) (※2)	
	野球場 (※1) (※2)	
	テニス場 (※1) (※2)	
	弓道場 (※1)	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	ビリヤード場	
	ダーツ場	
	射的場	
	囲碁・将棋所	
テーマパーク		
遊園地		
遊漁船 (※1)		
スキューバーダイビング施設		
サバイバルゲーム場 (※1)		
釣り堀 (※1)		
文教施設	幼稚園	<p>【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請</p>
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	専修学校 (高等課程に限る。)	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
大学・学習塾等	大学	<p>【床面積の合計が 1000 m²超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)</p> <p>【床面積の合計が 1000 m²以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼 (特措法によらない協力依頼)</p> <p>ただし、100 m²以下の施設については、営業を継続する場合によっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p> <p>※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外</p>
	専修学校 (高等課程を除く。)・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	パソコン等 IT 関連教室	
	料理教室 (パン教室、ワイン教室等も含む。)	
	武術教室 (ボクシング、空手道場等も含む。)	
	ダンス教室	
	バレエ教室	
体操教室		
ネイルスクール		
ものづくり教室 (陶芸教室、裁縫・服飾教室等も含む。)		

博物館等	博物館	<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼 （特措法によらない協力依頼）</p>	
	美術館		
	図書館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）		
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）		
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く。）		<p>【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請</p> <p>【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼（特措法によらない協力依頼）</p> <p>ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合によっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	ペットサロン・トリミングサロン		
	宝石類や金銀の販売店		
	アクセサリーショップ		
	住宅展示場		
	古物商（ただし質屋を除く。）		
	金券ショップ		
	古本屋、貸本屋		
	同人誌販売店		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物店		
	旅行代理店（店舗）		
	アイドルグッズ専門店		
	アニメグッズ販売店		
	ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く。）		
	まつ毛エクステンション専門店（ヘアカット等を行わない理美容所）		
	ヘアメイク（髪結い）、ヘアカラー（白染め等）の専門店（ヘアカットを行わない理美容所）		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く。）		
	整体院（国家資格有資格者が治療を行うものは除く。）		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	美術品販売		
	展望室		
リラクゼーション施設（クイックマッサージ、ヒーリングサロンなど）（ただし国家資格有資格者が治療を行うものは除く。）			
結婚相談所			
ペットグッズ販売店			
アートギャラリー			
音楽スタジオ			
観光用手荷物預かり所			

食事提供施設

施設の種類	施設の内訳	備考
食事提供施設 ※通常の営業時間が夜20時から朝5時までの時間帯を含む店舗が、その時間帯の営業時間を短縮した場合等は対象	飲食店	<p>【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テークアウトを除く。）</p>
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店（喫茶スペースを設けている施設に限る。）	
	居酒屋	

別表2 補助対象経費

経費区分	費目	細目	内容
工事費	本工事費	(直接工事費) ・材料費 ・労務費 ・直接経費 (間接工事費) ・共通仮設費 ・現場管理費 ・一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む。） ・本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費 ・特許権使用料、水道光熱費、電力料、機械経費 ・機械器具等の運搬・移動に要する費用、準備・後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、技術管理に要する費用、交通の管理及び安全施設に要する費用 ・請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等） ・請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の経費
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費（補助事業者が直接調査等を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務保険料等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合においては請負費又は委託料）
設備費			事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費			事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費（補助事業者が直接調査等を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等の費用、請負又は委託により調査等を行う場合においては請負費又は委託料）
事務費			事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給与、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費

【補助対象外経費】

※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

※振込手数料、汎用性のあるパソコン等の購入等に係る経費（ただし別表2に掲げる経費を除く。）

※直接人件費に相当する経費（ただし別表2に掲げる経費を除く。）